

特別支援教育のさらなる拡充を求める意見書

今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

文部科学省「学校基本調査」によると、全国の傾向として、特別支援学校数、特別支援学級、特別支援教育を受ける生徒数は増加している。

このことは、本県においても同様の傾向であり、このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級等への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。

よって、国においては、医療的ケアが必要な児童生徒、さまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、以下の事項について、財政措置を含めた特段の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 日常生活動作、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員、学校と保護者及び関係機関等との連絡調整の役割を担う特別支援教育コーディネーター、医療的ケアが必要な児童生徒や、障がいのある児童生徒への支援を行う看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の適切な配置に向けて支援を行うこと。
- 2 各学校が一体となってインクルーシブ教育を進めることができるよう、担当の教員はもとより、学校長等に対する指導や研修等を実施し、特別支援学校の機能強化へ向けた支援を行うこと。
- 3 GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を、授業での活用はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するため、特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置について、検討を行うこと。
- 4 特別支援学校における教育の質の向上の観点から、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進や、特別支援学校教諭免許状の取得推進に向けて支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月28日

宮崎県議会

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
文部科学大臣	永岡桂子	殿
財務省大臣	鈴木俊一	殿
内閣府長官	松野博一	殿